

感染症医療体制の検討に係る現状

[感染症対策連携協議会]

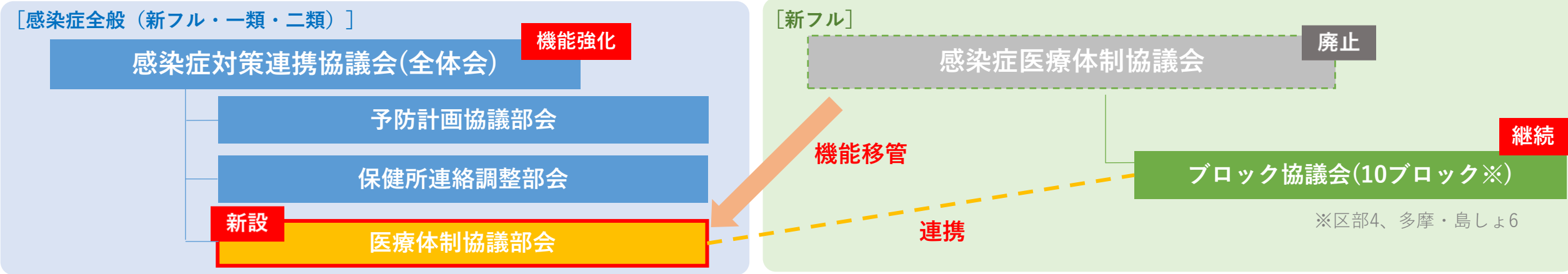
- ・ 感染症法の改正（R4.12）に伴い、感染症の発生の予防及びまん延防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図ることを目的に設置（R5.6）
- ・ 保健所設置区市、感染症指定医療機関※、診療に関する学識経験者の団体、消防機関等から構成 ※都立駒込病院と東京医科大八王子センターの2機関
- ・ **予防計画協議部会**（予防計画策定等の協議）と**保健所連絡調整部会**（都・区市町村の広域的な感染症対策実施のための協議）の2部会を設置

[感染症医療体制協議会]

- ・ 新型インフルエンザ等に対応する都内の医療体制の整備を進めることを目的に設置（H20.4）
- ・ 保健所設置区市、感染症指定医療機関※、消防機関等から構成 ※都内13機関の感染症指定医療機関の代表
- ・ 地域医療体制の整備を進めるため感染症指定医療機関を中心に都内に**10の感染症地域医療体制ブロック協議会**を設置

感染症対策連携協議会に医療体制協議部会を新設し、感染症医療体制協議会を廃止・機能移管する

（予防計画の実効性を高めていくため医療提供体制に係る情報共有・検討機能を強化）



所掌事項（案）

	目的（上段）・所掌事項（下段）
全体会	感染症の発生予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図る (1)感染症法第10条の規定に基づく予防計画（保健所設置市及び特別区が策定する予防計画を含む。以下同じ）の実施状況に関すること (2)感染症の発生予防及びまん延の防止に必要な対策の実施に関すること
予防計画協議部会	予防計画の策定等に当たり、内容の協議等を行う (1)予防計画の策定又は改正に関すること (2)その他予防計画の策定等に関し必要と認められること
保健所連絡調整部会	感染症の発生予防等のための都、保健所設置市、特別区及びその他の市町村の感染症対策に関する統一的な対応に向けた枠組みの構築を推進 (1)感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するための広域的な枠組みづくりに関すること (2)感染症の発生及びまん延時における関係機関間の連携した対応に関する枠組みの構築に認められること (3)その他必要と認められること
新設	医療体制協議部会 感染症の発生予防及びまん延の防止、並びに感染症患者への適切な医療を提供することを目的に、東京都全体の医療提供体制の整備を進める (1)医療提供体制の確保及び整備に関すること (2)感染症の発生及びまん延時における各関係機関の役割や連携の流れ等に関すること (3)人材の養成及び資質の向上に関すること (4)その他医療提供体制の整備に関し必要と認められること

新部会の構成員（案）

医療体制協議部会の構成員（案）	
	都及び区保健所代表 区市町村代表 特定感染症指定医療機関の院長、副院長又は部長 第一種感染症指定医療機関の院長、副院長又は部長 第二種感染症指定医療機関の院長、副院長又は部長 東京都医師会の副会長又は理事 東京都歯科医師会の副会長又は理事 東京都薬剤師会の副会長又は理事 東京都看護協会の副会長又は理事 東京都立病院機構戦略推進室長 東京消防庁代表 稲城市消防本部代表 (一社) 東京都訪問看護ステーション協会 代表者等 (一社) 日本保険薬局協会 代表者等 都健康安全研究センター 所長 その他 必要に応じて追加
事務局	感染症対策部、医療政策部、保健政策部